

11月16日(日)

栃木県知事選挙の投票日です

投票時間：午前7時から午後8時まで

投票できる方は？

平成20年11月16日現在で、満20歳以上の方（昭和63年11月17日までに生まれた方）
平成20年7月29日までに転入の届出をし、下野市に引き続き住んでいる方
との両方に当てはまる必要があります。

◆県内の他市町から下野市に転入した方

平成20年7月30日以降に県内の他市町から市内に転入した方は、以前住んでいた市町の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票することができます。（この場合、住所移転は市町を単位として1回に限り、下野市長が発行する「県内に引き続き住所を有する証明書」（無料）が必要になります。）

県外へ転出する予定がある方

投票する前に県外へ転出すると、投票することはできません。

郵便などによる不在者投票は？

◆郵便による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方（一定基準以上の障害に該当する方）や介護保険法による要介護者で区分が「要介護度5」に該当する方で、自分で記載することができる方は、郵便により投票することができます。さらに一定基準以上の障害がある方は代理記載制度もあります。

投票には、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けることが必要となりますので、早めに市選挙管理委員会までお問い合わせください。

◆病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等に入院または入所している方は、その施設内で投票することができます。この場合には、施設管理者に不在者投票を希望する旨をお申し出ください。

◆他の市町村での不在者投票

仕事などの都合により滞在先の選挙管理委員会で投票をされる方は、下野市選挙管理委員会までお問い合わせください。

期日前投票をご利用ください！

投票日の当日に仕事・冠婚葬祭・レジャーなどの予定があり、投票できない方は、期日前投票をすることができます。宣誓書を提出（投票所で記載します）していただくだけで、後は当日の投票と同じく直接投票箱に投函することができます。印鑑・身分証明書などは必要ありませんが、入場券がお手元に届いている方はお持ちください。

◆期 間 10月31日(金)～11月15日(土)

◆時 間 午前8時30分～午後8時

◆場 所 国分寺公民館・石橋庁舎（駐車場プレハブ室）・南河内庁舎（別館会議室）

※期日前投票は、上記記載の3施設のどこでも投票することができますが、投票日当日（11月16日）は、投票所入場券に記載された投票所で投票することになります。

投票所入場券・選挙公報

投票所などを記載した投票所入場券は、10月30日(木)に郵送します（はがきで1人に1枚ずつ）ので、投票の際は、入場券を持参してください。

各投票所の場所（案内地図）は、市ホームページで確認することができます。

候補者の政見等を知っていただくため、新聞折り込みにより各世帯へ配布します。配布時期は11月12日（水）頃の朝刊に折り込み予定です。

詳細は広報11月号並びに市ホームページでお知らせします。

問い合わせ先

下野市選挙管理委員会 ☎40-5562